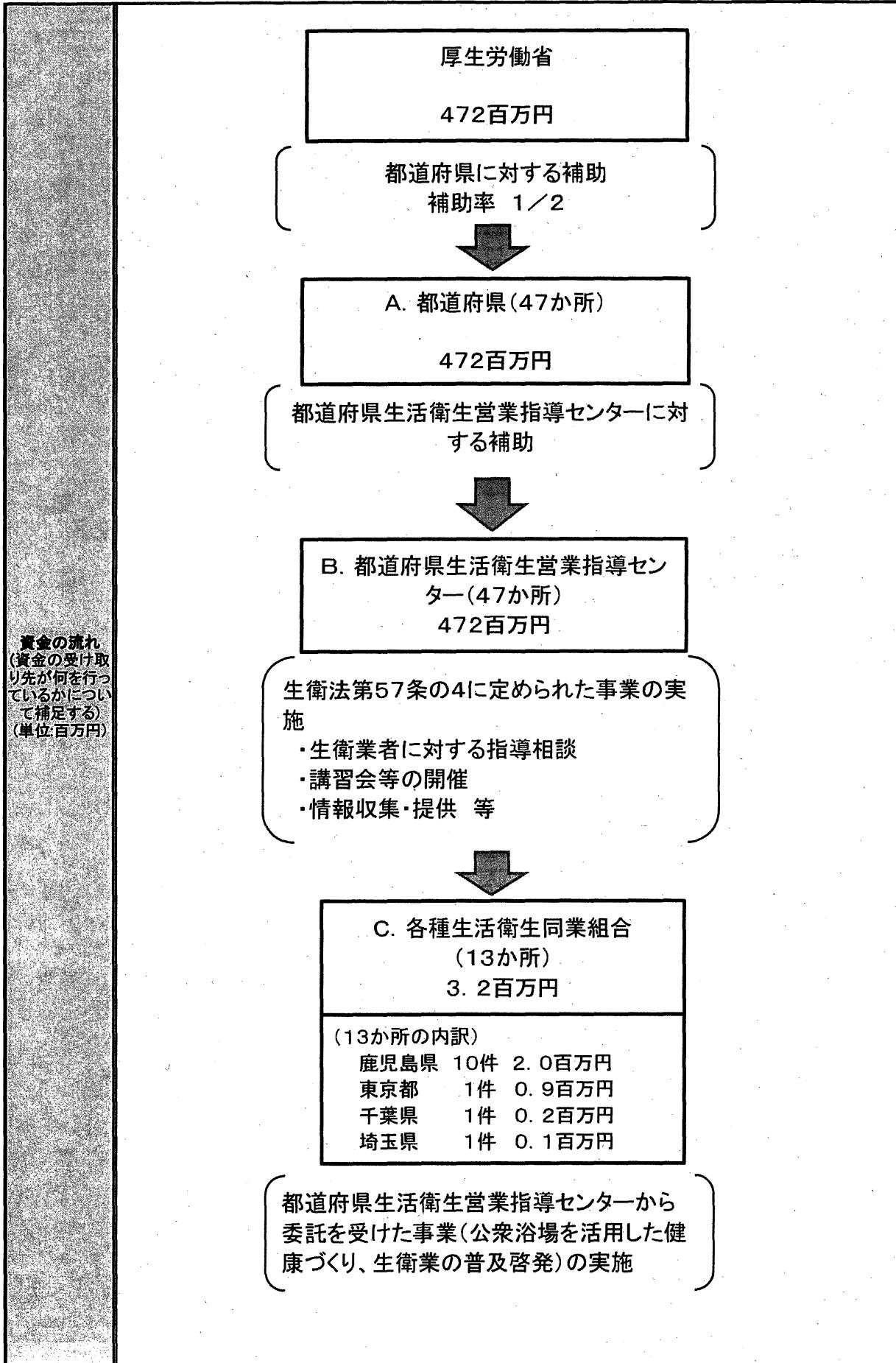


行政事業レビュー公開プロセス提出資料(厚生労働省HPによる)

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	生活衛生営業指導費補助金	事業開始年度	昭和40年度	作成責任者		
担当部局	健康局	担当課室	生活衛生課	生活衛生課 松岡 正樹		
会計区分	一般会計	上位政策				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第63条第1項	関係する計画、通知等				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係にある生活衛生関係営業(生衛業)について、衛生施設の改善向上、経営の健全化及び営業者の組織の自主的活動等を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者及び消費者の利益の擁護に資するため、各都道府県の区域内における指導体制の整備及び生衛業の振興を図るものである。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>都道府県生活衛生営業指導センターは、生衛業者やその組合に対する指導、経営・融資の相談等生衛法第57条の4第1項に規定する事業を行っており、国は、生衛法第63条第1項の規定に基づき、都道府県が都道府県指導センターの行う事業について補助した経費の一部を補助しているものである。</p> <p>【生衛法第57条の4第1項に規定する事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化について相談に応じ、又は指導を行うこと。 ②生活衛生関係営業に関する利用者若しくは消費者の苦情を処理し、又は当該苦情に関し営業者及び組合を指導すること。 ③第57条の12に規定する標準営業約款に関し営業者の登録を行うこと。 ④生活衛生関係営業に関する講習会、講演会若しくは展示会を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。 ⑤生活衛生関係営業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 ⑥上記の事業に附帯する事業。 <p>【補助率】1/2</p>					
実施状況	47都道府県で実施					
予算の状況 (単位:百万円)	予算額(補正後)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	執行額	494	486	472		
	執行率	72.7%	79.8%	89.6%		
	総事業費(執行ベース)	998	980	953		
支出先・用途の把握水準・状況	補助事業終了後に提出される事業実績報告書において把握するとともに、各ブロック単位で開催される会議に出席し、都道府県(都道府県生活衛生営業指導センター)の担当者と意見交換を行っている。					
自己点検 見直しの余地	<p>近年の不用額の反映、モデル事業の廃止等により、平成22年度予算においては前年度より86百万円を削減したところである。</p> <p>一方、経済情勢の悪化を踏まえ、生衛業界のニーズにあった対策を行っていくことが必要なことから、昨年「今後の生活衛生関係営業の振興に関する検討会」を立ち上げ、中間報告をいただいた。その中で、当面取り組むべき事項として、都道府県センターにおける相談指導体制の強化、地域の実情を反映した事業の推進、消費者・利用者の苦情処理を円滑に行う体制の整備、地域社会への貢献に対する支援等が提言され、平成22年度予算においては、消費者の苦情処理の体制整備について反映。</p> <p>引き続き中間報告を踏まえ、都道府県指導センターの効果的・効率的な事業に向けた見直しを検討。</p>					
化子 子見 ム視 の所 見	○国民の生活に極めて深い関係のある生衛業については、経営基盤が弱い中小零細事業者が多く、景気の動向や消費者の嗜好の変化などの影響を受けやすく、経営の悪化により衛生水準が損なわれることが懸念される。このため、生衛業の経営の健全化、衛生水準の確保に係る施策が必要であるが、中小零細が多数ある生衛業者、あるいは財政基盤の弱い組合が自らだけでこれを行うことは困難であることから、生衛法第57条の3の規定に基づき都道府県知事が指定した都道府県指導センターが都道府県の補助を受け各都道府県内の営業者や組合に対し指導等実施しているところである。					
補記	<p>○また、生衛業は国民生活に極めて密接した営業であり、経営の健全化を図り、衛生水準を維持向上することが国民全体の利便性に資するものであることから、国として都道府県が補助した額の1/2を補助しているものである。</p> <p>当該補助事業を廃止した場合には、都道府県の財政状況も厳しい状況であることから、都道府県指導センターが生衛法に基づく事業を実施することは困難となり、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益擁護を図るために当たり多大な支障を来すことになる。</p> <p>【事業／制度の沿革】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和32年度 生衛法の制定(議員立法) ・昭和40年度 生活衛生営業指導費補助金の創設 ・昭和54年度 都道府県生活衛生営業指導センターを生衛法に規定(議員立法) ・昭和55年度 法律補助 					



A.			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	都道府県生活衛生営業指導センターに対する補助金	20.0			
計		20	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	経営指導員4名及び事務職員1名の給与	13.1			
計		20	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」においてプロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

別紙

支出先 上位10者 一覧表

Aブロック 都道府県 上位10者

	支出先	金額(単位:百万円)
1	東京都	20百万円
2	栃木県	14百万円
3	大阪府	13百万円
4	滋賀県	13百万円
5	鹿児島県	12百万円
6	千葉県	12百万円
7	茨城県	12百万円
8	愛知県	12百万円
9	静岡県	12百万円
10	北海道	11百万円
10	福島県	11百万円

Bブロック 都道府県生活衛生営業指導センター 上位10者

	支出先	金額(単位:百万円)
1	(財)東京都生活衛生営業指導センター	20百万円
2	(財)栃木県生活衛生営業指導センター	14百万円
3	(財)大阪府生活衛生営業指導センター	13百万円
4	(財)滋賀県生活衛生営業指導センター	13百万円
5	(財)鹿児島県生活衛生営業指導センター	12百万円
6	(財)千葉県生活衛生営業指導センター	12百万円
7	(財)茨城県生活衛生営業指導センター	12百万円
8	(財)愛知県生活衛生営業指導センター	12百万円
9	(財)静岡県生活衛生営業指導センター	12百万円
10	(財)北海道生活衛生営業指導センター	11百万円
10	(財)福島県生活衛生営業指導センター	11百万円

Cブロック 各種生活衛生同業組合

	支出先	金額(単位:百万円)
1	東京都公衆浴場生活衛生同業組合	0.9百万円
2	鹿児島県すし商生活衛生同業組合	0.2百万円
2	鹿児島県社交飲食生活衛生同業組合	0.2百万円
2	鹿児島県料飲業生活衛生同業組合	0.2百万円
2	鹿児島県喫茶飲食生活衛生同業組合	0.2百万円
2	鹿児島県食肉生活衛生同業組合	0.2百万円
2	鹿児島県理容生活衛生同業組合	0.2百万円
2	鹿児島県美容生活衛生同業組合	0.2百万円
2	鹿児島県ホテル旅行生活衛生同業組合	0.2百万円
2	鹿児島県公衆浴場生活衛生同業組合	0.2百万円
2	鹿児島県クリーニング生活衛生同業組合	0.2百万円
12	千葉県公衆浴場生活衛生同業組合	0.2百万円
13	埼玉県公衆浴場生活衛生同業組合	0.1百万円

※支出先に鹿児島県の組合が多い理由については参考資料参照

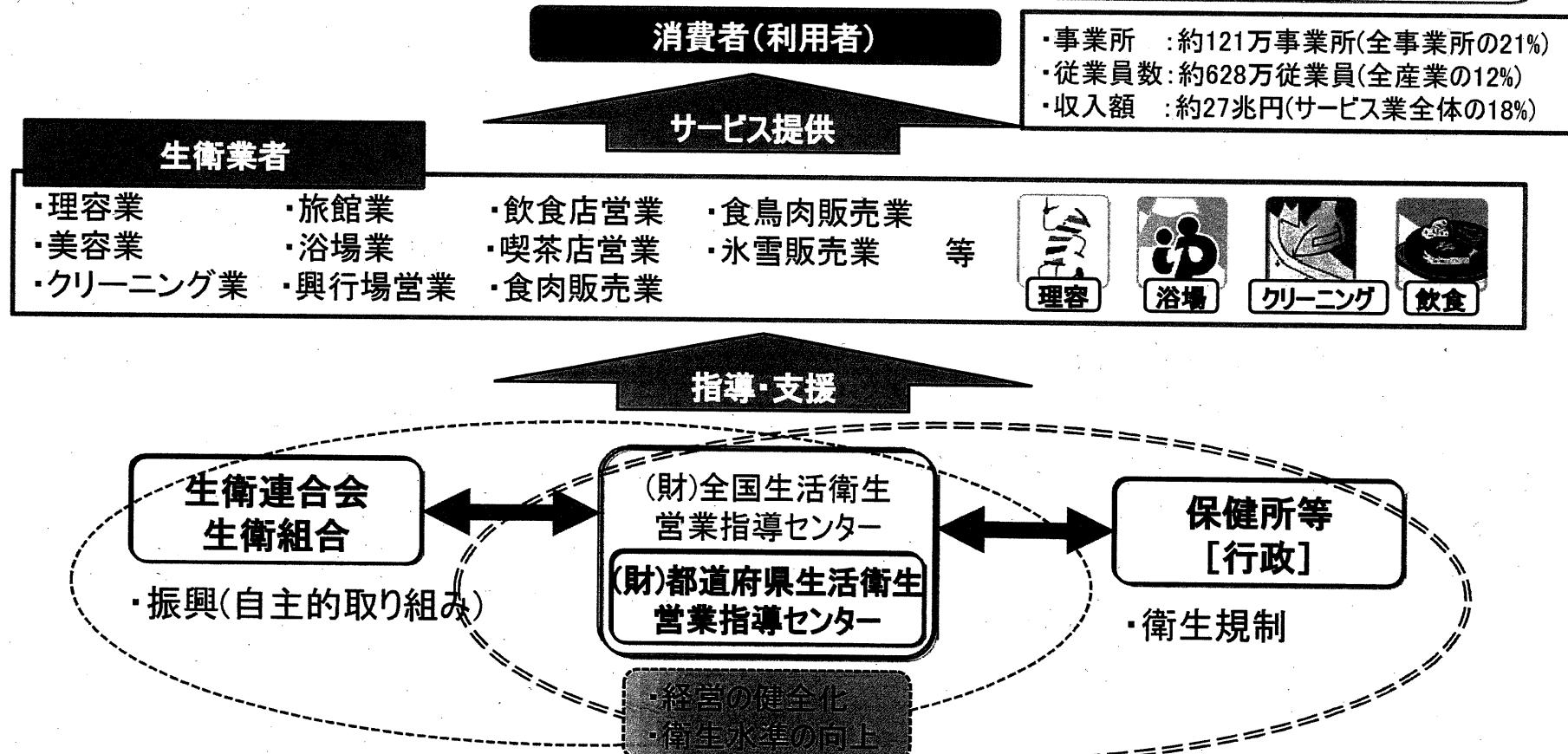
(参考資料)

Cブロックの支出先上位に鹿児島県の組合が多い理由

- 各都道府県生活衛生営業指導センターにおいては、各生衛業の特性及び地域の実情に応じて、公衆浴場を活用した健康づくりに関する場の提供、受動喫煙対策に取り組む飲食店等への支援、クリーニング後の衣類を梱包するポリ包装材のリサイクルの推進など生衛業の活性化のための事業を実施している。
- 一部の都道府県生活衛生営業指導センターにおいては、必要に応じて各業種の生活衛生同業組合に事業を委託して実施しているところである。
- 鹿児島県生活衛生営業指導センターにおいては、生衛業を振興し、地域社会の活性化を図るため、県内10の生活衛生同業組合に委託して、消費者に対する生衛業の普及啓発事業を実施していることから支出先が多くなっているものである。

生活衛生関係営業について

- 生活衛生関係営業(生衛業)は、飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館業、浴場業など、国民生活に密着したサービスを提供。
- 衛生的で安心できるサービスを提供するため、衛生規制の下で活動。
- 生衛業は中小零細企業が大部分であるため、振興と規制が一体となって経営の健全化と衛生水準の向上を図ることが必要



※我が国では、生活衛生関係のサービスの衛生水準は高い水準(食中毒や感染症の発生の防止、安心・安全で質の高いサービスの享受)

生活衛生関係営業の施策の体系について

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律

【17業種】

- ①すし ②めん類 ③中華料理 ④社交 ⑤料理 ⑥一般飲食 ⑦喫茶 ⑧食鳥肉 ⑨食肉⑩氷雪 ⑪理容 ⑫美容
- ⑬興行場 ⑭旅館・ホテル ⑮簡易宿所 ⑯公衆浴場 ⑰クリーニング

営業の振興の計画的推進

振興指針

厚生労働大臣

(株)日本政策金融公庫
《生活衛生資金貸付》

都道府県指導センターの位置付け

1. 生衛業の健全な発達を通じた衛生水準の維持向上、消費者・利用者の利益擁護が目的。
2. 行政による衛生規制だけでなく、営業者の自主的取組の指導・支援により、衛生水準を確保
3. 都道府県・保健所では行えないきめ細やかな指導・支援を実施しており、生衛業の振興の中核的機関
4. 全国指導センターと連携して生衛業の健全な発達のための指導・支援を実施

組合員のみを対象

生衛業全般を対象

営業者の自主的活動の促進

(社)全国生活衛生同業組合中央会
[政策要望の集約、顕彰等]

生活衛生同業組合連合会
(全国・業種単位)

生活衛生同業組合
(都道府県・業種単位)

組合員

生活衛生関係営業者

衛生規制

経営の健全化の指導

[行政の代行的機能]

(財)全国生活衛生営業指導センター

(財)都道府県生活衛生
営業指導センター

指導

相談

都道府県

保健所

食品衛生法、理容師法、美容師法、興業場法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法

事業概要等

1 事業概要

【趣旨・目的】

都道府県生活衛生営業指導センターは、公衆衛生の見地から国民生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化及び営業者の組織の自主的活動を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者及び消費者の利益の擁護に資するため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の4第1項に規定する事業を各都道府県の区域内において実施するものである。

【都道府県指導センターの主な事業】

- 融資、税務、労務管理等の経営の健全化及び衛生水準の維持向上についての相談指導(平成20年度:4万6千件)
- 標準営業約款に関する営業者の登録
- 生衛業に関する講習会、講演会若しくは展示会の開催(平成20年度:255件)
- 生衛業に関する情報収集及びインターネットや広報誌による提供 等
※これらの事業を実施するため、経営指導員136名、補助員48名の職員が従事(平成21年4月現在)
※専門的な相談に対応するため、弁護士、税理士等を相談顧問として配置(平成20年度:90名)
※各組合で経営指導員に協力して経営相談指導に当たる特別相談員は3,546名(平成21年4月現在)

【補助について】

国は、生衛法第63条第1項の規定に基づき、都道府県が都道府県指導センターの行う事業について補助した経費の一部を補助。昭和54年の法改正により法定化(議員立法)

2 現状

○ 行政事業レビュー

当該補助金により、生衛業者やその組合に対する指導、経営・融資の相談、講習会や展示会の開催、国の施策についての普及啓発等が実施されており、中小零細事業者が多い生衛業の経営の振興・健全化、衛生水準の維持向上、また利用者及び消費者の利益の擁護を図る上で当該補助金による支援策は重要なものである。

一方、都道府県の財政事情の悪化等から、財政措置を十分図ることが困難な都道府県があり、近年不用額が生じる傾向がみられているため、平成22年度予算において縮減を図ったところである。

平成21年度

(単位:百万円)

	人件費	事業費				合計
		相談指導事業	分野調整等協議会等事業	情報化整備事業	活性化促進事業	
総事業費	746	153	3	21	29	953
国費	369	76	2	11	14	472

都道府県指導センターにおいては、各業種の特性や地域の実情に応じて、公衆浴場を活用した健康づくりに関する場の提供、受動喫煙対策に取り組む飲食店等への支援、クリーニング後の衣類を梱包するポリ包装材のリサイクルの推進など、生衛業の活性化のための事業(活性化促進事業)を実施しているが、一部の都道府県指導センターにおいては、必要に応じて各生活衛生同業組合に事業を委託して実施している。21年度は、4都県において、13の生衛組合に対して事業を委託。

【委託事業の概要】

- 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律を踏まえ、公衆浴場を健康づくりの場として活用を図る健康入浴推進事業(東京都、千葉県、埼玉県)
- 商店街・地域社会の活性化のための生衛業についての普及啓発等を行うまちおこし推進事業(鹿児島県)

都道府県生活衛生営業指導センターの主な事業(東京都の例)

平成21年度執行(国庫補助事業)

(単位:百万円)

経営の健全化の指導(相談指導事業)

○営業相談

指導センター内に営業相談室を常設し、営業者に対して
経理・税務及び衛生等の経営に関する相談指導を実施。
(経営指導員4名、972件)

新規開業: 856件 約80.2億円
独立: 37件 約4.1億円
既営業: 79件 約10.4億円
※金額は日本公庫への貸付希望金額

○巡回指導

経営指導員及び経営特別相談員(15組合、延べ124名)
による巡回指導を実施。(902件)

○融資指導

生活衛生改善貸付の融資の申込みを希望する営業者に
対して、経営特別相談員による経営指導を実施。(155件)

	人件費	事業費				合計
		相談指導事業	分野調整等協議会等事業	情報化整備事業	活性化促進事業	
総事業費	26.2	6.3	0.2	1.4	6.1	40.2
国費	13.1	3.1	0.1	0.7	3.0	20.0

平成21年度実績

(単位:百万円)

総収入額	うち補助金収入			うちその他 の収入
	国庫補助事業	都単独補助事業等	合計	
83	48%	25	78%	65
	40			18

※上段の%は、総収入額に占める割合

※その他の収入とは、基本財産運用収入、会費収入、事業収入、営業約款登録事業収入、研修・講習事業収入等である。

* ()内は平成21年度の実績

生衛業の振興(活性化促進事業)

○生衛業地域生活支援事業

「補助犬同伴受入れ」、「認知症サポーター」についての生衛業を対象とした講習会を開催するとともに、生衛業の各店舗を、福祉情報の提供、見守り活動、福祉の窓口などの地域生活支援を行うボランティア情報ステーションとして登録する。(千代田区で実施。20年度は荒川区)

○健康入浴推進事業

公衆浴場の確保及び地域住民の福祉の向上を図るため、公衆浴場を活用した健康づくり事業を推進するための講習会を開催するとともに、2か所でモデル事業を実施。

○災害時支援体制整備等推進事業

災害発生時に生衛業者と行政が有機的な連携を図り、地域住民の生活を下支えする取組の展開を図るため、検討会を開催するとともに、災害時支援フォーラムを開催。

※この他、都の補助による生衛業者に対するパソコン研修や出張サポートも実施。

(参考) 東京都の生衛業約14万事業所(平成18年事業所・企業統計より)。生衛組合加入者は約4万。

都道府県生活衛生営業指導センターの主な事業(栃木県の例)

平成21年度執行(国庫補助事業)

(単位:百万円)

経営の健全化の指導(相談指導事業)

○営業相談

指導センター内に営業相談室を常設し、営業者に対して
経理・税務及び衛生等の経営に関する相談指導を実施。
(経営指導員3名、157件)

○巡回指導

経営特別相談員(14組合、延べ158名)による個別巡回
指導を実施。(1,952件)

○融資指導

生活衛生改善貸付の融資の申込みを希望する営業者
に対して、経営特別相談員による経営指導を実施。(33件)

	人件費	事業費				合計
		相談指導事業	分野調整等協議会等事業	情報化整備事業	活性化促進事業	
総事業費	17.5	8.7	0.3	0.2	2.9	29.7
国費	8.2	4.3	0.1	0.1	1.5	14.2

平成20年度実績

(単位:百万円)

総収入額	うち補助金収入			うちその他 の収入
	国庫補助事業	都単独補助事業等	合計	
40	78%	31	4	35
				5

※上段の%は、総収入額に占める割合

※その他の収入とは、基本財産運用収入、会費収入、事業収入、営業約款登録事業収入等
である。

* ()内は平成21年度の実績

生衛業の振興(活性化促進事業)

○まちおこし推進事業

理容・美容・クリーニング・社交飲食などの各業種による実演などの生衛業への理解を深めるための啓発事業
を実施。

○クリーニング包装材等リサイクル推進事業

クリーニング業界での包装材等のリサイクル推進を目的として、推進検討委員会の開催、営業者や消費者に対するアンケート調査を実施。

※この他、市の補助による公衆浴場における高齢者・身障者に対する入浴サービスの提供も実施。

(参考)栃木県の生衛業約1.9万事業所(平成18年事業所・企業統計より)。生衛組合加入者は約7千。

2 現状

○ 省内事業仕分け

①相談指導

都道府県指導センターでは、中小零細である生衛業の経営の健全化を通じて衛生水準の維持向上を図るため、融資、経理、税務、労務、衛生、経営、法律等多種にわたる相談指導を実施しており、平成20年度では、年間4万6千件の相談指導を実施。また、各組合で経営指導員に協力して経営相談指導に当たる経営特別相談員の育成を図ることにより、生衛業における衛生水準の維持向上及び経営の安定化に寄与している。

	単位	平成19年度	平成20年度	平成21年度
相談指導件数	件数	47,076	46,208	—
融資	件数	21,555	21,025	—
経理	件数	1,323	1,101	—
税務	件数	2,672	2,339	—
労務	件数	623	595	—
衛生	件数	6,640	6,543	—
経営	件数	6,975	7,264	—
法律その他	件数	7,288	7,341	—

※融資の相談では、衛生水準を確保した設備内容であるか、保健所の許可の関連はどうかなどについても併せて相談を受けている。

・ 生衛業に対する貸付制度の周知

日本政策金融公庫による低利の貸付制度の周知により、生衛業への貸付につながっている。

・経済対策を踏まえた生活衛生貸付制度の説明会の開催、相談指導連絡協議会の実施等

また、貸付に対する営業者の意見を集約し、公庫の貸付制度の運用改善に役立っている。

・生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の審査を都道府県指導センターでも実施可能化等

	単位	平成19年度	平成20年度	平成21年度
日本政策金融公庫による生衛業への貸付	件数	14,675	14,558	12,501
	千円	67,535,213	69,374,514	62,503,037

うち相談により融資につながった件数として確実に把握しているものは1,952件(13.4%)、金額は16,003,320千円(23.1%)である。

その他にも相談や組合を通じて周知することにより融資につながっているものもある。

②情報提供

都道府県や全国生活衛生営業指導センター等からの情報を広く生衛業者に対して情報提供を行い、国の施策等に対する生衛業者の理解を深める。

例：新型インフルエンザ対策に係るパンフレット、生活衛生営業関係税制に係るパンフレット、身体障害者補助犬受け入れマニュアル、飲食店の省エネ対策に係るパンフレット等を講習会や経営指導員が行う相談指導等において活用し周知を図っている。

③活性化促進事業

生衛業が地域に密着した営業形態であることから、都道府県指導センターにおいては、各業種の特性や地域の実情を踏まえつつ、地域社会との共存や福祉の増進など社会的要請に応える形で生衛業の振興を図る方策として、公衆浴場を活用した健康づくりに関する場の提供、受動喫煙対策に取り組む飲食店等への支援、クリーニング後の衣類を梱包するポリ包装材のリサイクルの推進などの事業を実施している。

	単位	平成19年度	平成20年度	平成21年度
活性化促進事業の件数	件数	69	68	56
a. まちおこし推進事業	件数	4	6	5
b. 健康入浴推進事業	件数	23	20	13
c. 飲食店等健康増進等普及支援事業	件数	10	10	9
d. 生衛業地域生活支援事業	件数	8	14	13
e. クリーニング包装材等リサイクル推進事業	件数	8	8	5
f. 災害時支援体制整備等推進事業	件数	4	10	11
g. その他【平成19年度限り】	件数	12	—	—

a. まちおこし推進事業

生衛業は、日常生活に必要不可欠なサービス・商品の供給者であり、商店街の活性化や地域社会に活性化に欠くことのできない存在であることから、地域の特性を活かしたまちづくりの在り方についての検討、消費者の意識調査、商店街の活性化を図るための啓発事業を実施する。

b. 健康入浴推進事業

公衆浴場を活用し、生活習慣病の予防・改善や入浴の正しい知識の普及・実践的な指導、健康に関する様々な情報を提供するため、人材育成のための講習会を開催し、協議会の設置し、モデル事業を実施する。(平成22年度においてはモデル事業は廃止し、人材育成のための講習会のみ実施)

c. 飲食店等健康増進等普及支援事業

飲食店等におけるヘルシーメニューの提供、原材料の原産地表示、受動喫煙防止対策、食育活動及び食品リサイクルの推進のため、営業者等に対する講習会を開催する。

d. 生衛業地域生活支援事業

高齢者や障害者等に対して適切なサービスを提供するため、介護の基礎知識や身体障害者補助犬に関する知識を習得するための講習会の開催、訪問理容・美容サービスの提供を行う。

e. クリーニング包装材等リサイクル推進事業

循環型社会の形成に寄与するため、クリーニング後の衣類等を梱包するポリ包装材のリサイクルやハンガーのリユースの取組を推進するため、検討会を設置し、モデル事業を実施する。(平成22年度においてはモデル事業は廃止し、検討会のみ実施)

f. 災害時支援体制整備等推進事業

災害発生時に行政と生衛業者が連携を図り、国民生活を下支えする体制を整備するとともに、建築物の耐震改修等について生衛業者が率先して取り組むようにするため、検討会を開催するとともに、耐震改修等に係る助成制度等の情報提供を行う。

④標準営業約款(国庫補助対象外事業)

標準営業約款は、消費者の利益の擁護の観点から、提供する役務の内容や施設や設備の表示の適正化等を図ることにより、利用者又は消費者が営業者からサービスを購入する際の選択の利便性を図るため、昭和54年の生衛法の改正により制定されたものである。

現在、理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業及び一般飲食店営業の5業種において策定されている。

都道府県指導センターにおいては、相談指導と併せて標準営業約款についての周知を行うとともに、登録受付を実施。

	単位	平成19年度	平成20年度	平成21年度
理容業	施設数	45, 998	45, 633	44, 981
美容業	施設数	20, 414	20, 323	20, 379
クリーニング業	施設数	3, 503	3, 811	3, 711
めん類飲食店営業	施設数	288	317	304
一般飲食店営業	施設数	317	353	354

(参考)

○ 食中毒事件におけるサンプル調査(東京都)

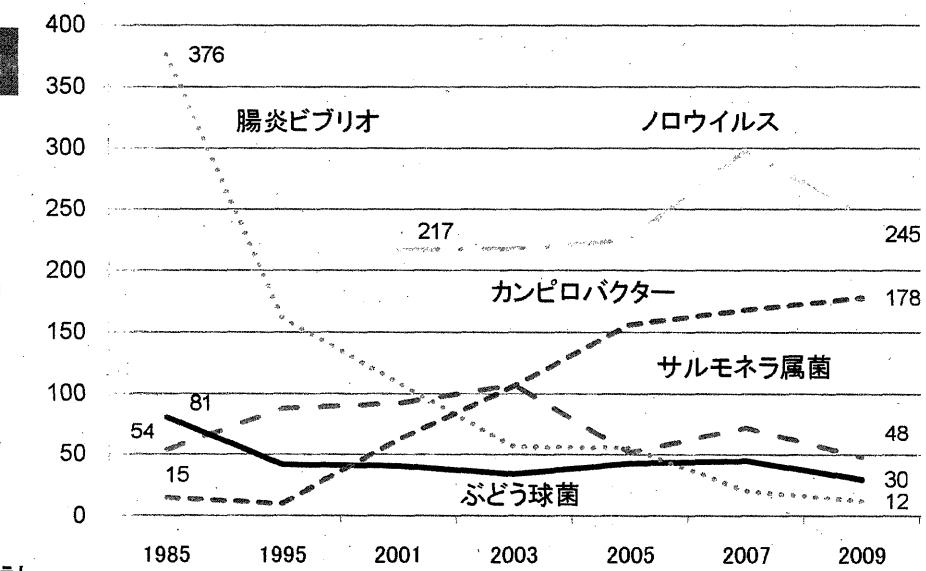
1. 厚生労働省の食中毒事件一覧より、東京都の飲食店と確認できたものが96件
2. このうち東京都内の生衛業組合員と確認できたものは2件
3. サンプル調査として照合し、96件のうち2件であり(2. 08%)

○ 病因物質別食中毒発生状況

ぶどう球菌による食中毒は、その予防方法が徹底されてきたため減少。一方、ノロウイルスによる食中毒等は近年ウイルスが命名され、事件数が増加傾向。また、カンピロバクターは1980年代に食中毒菌に指定され、生肉料理(トリ刺し、レバ刺し等)の喫食など食品の嗜好もあり、飲食店における事件数は増加傾向。それらに対応した衛生管理の周知徹底が必要。

飲食店(旅館、仕出し屋を含む)における食中毒発生状況

原因物質	1985	1995	2005	2009
総数	673	391	673	671
サルモネラ属菌	54	88	52	48
ぶどう球菌	81	42	43	30
腸炎ビブリオ	376	161	55	12
カンピロバクター	15	10	156	178
ノロウイルス	-	-	225	245



厚生労働省「食中毒統計」

改革案

- 行政事業レビュー
- 省内事業仕分け

検討会中間報告を踏まえつつ、中小零細企業が多い生衛業への支援を行うという生衛法の趣旨に沿って効果的・効率的な事業に向けた見直しを行います。

近年の不用額の反映、モデル事業の廃止等により、平成22年度予算においては、前年度より86百万円を削減。平成19年度と比較すると、既に187百万円(人件費83百万円、事業費104百万円)を削減してきたところ。

一方、経済情勢の悪化を踏まえ、生衛業界のニーズにあった対策を行っていくことが必要なことから、昨年「今後の生活衛生関係営業の振興に関する検討会」を立ち上げ、中間報告をいただいた。

その中で当面取り組むべき事項として、都道府県指導センターにおける相談指導体制の強化、地域の実情を反映した事業の推進、消費者・利用者の苦情処理を円滑に行う体制の整備、地域社会への貢献に対する支援等が提言され、平成22年度予算においては、消費者の苦情処理の体制整備について反映した。

引き続き中間報告を踏まえつつ、中小零細企業が多い生衛業への支援を行うという生衛法の趣旨に沿って、生衛業の方や関係業界の意見を十分聴いた上で、

- ・ 活性化促進事業について、執行状況やニーズを踏まえ、改廃又は追加
- ・ 相談指導に活用できる情報提供の充実

など、都道府県指導センターの効果的・効率的な事業に向けた見直しを検討する。

政策評価体系上の位置付、通し番号	II-5-1-(1)
------------------	------------

事業評価シート

予算事業名	生活衛生営業指導費補助金			事業開始年度	昭和40年度			
担当部局・課室名 作成責任者	健康局生活衛生課（生活衛生課長 松岡 正樹）							
根拠法令（具体的な条文（○某〇項など）も記載）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下「生衛法」という。）第63条第1項							
関係する通知、計画等								
予算体系	(項) 生活衛生対策費 (大事項) 生活衛生の向上及び増進に必要な経費 (目) 生活衛生営業指導費補助金							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等：） <input checked="" type="checkbox"/> 補助金【直接】間接】（補助先：都道府県　実施主体：） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：）□その他（）							
支出先が 独立・公 益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内 官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額		内訳		今後の 活用計画			
事業/制度概要	目的 (何のために) 公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係にある生活衛生関係営業（生衛業）について、衛生施設の改善向上、経営の健全化及び営業者の組織の自主的活動等を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者及び消費者の利益の擁護に資するため、各都道府県の区域内における指導体制の整備及び生衛業の振興を図るものである。							
	対象 (誰/何を対象に) 都道府県生活衛生営業指導センター、生活衛生関係営業者、利用者及び消費者							
事業/制度内容 (手段、手法など)	都道府県生活衛生営業指導センターは、生衛業者やその組合に対する指導、経営・融資の相談等生衛法第57条の4第1項に規定する事業を行っており、国は、生衛法第63条第1項の規定に基づき、都道府県が都道府県指導センターの行う事業について補助した経費の一部を補助しているものである。 【生衛法第57条の4第1項に規定する事業】 ①生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化について相談に応じ、又は指導を行うこと。 ②生活衛生関係営業に関する利用者若しくは消費者の苦情を処理し、又は当該苦情に關し営業者及び組合を指導すること。 ③第57条の2に規定する標準営業約款に關し営業者の登録を行うこと。 ④生活衛生関係営業に関する講習会、講演会若しくは展示会を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行うこと。 ⑤生活衛生関係営業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 ⑥上記の事業に附帯する事業。							
	【補助率】 1／2							
コスト	平成22年度予算額			人件費				
事業費	620 百万円				職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)		従事職員数
人件費	百万円				担当正職員	千円		人
総計	620 百万円				臨時職員他	千円		人
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年 度	総 額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	494	988					
	H19(決算上の不用額)	185						
	H20(決算額)	486	972					
	H20(決算上の不用額)	123						
	H21(予算(補正込))	527	1,054					
	H21(決算見込)	472	944					
	H22予算	492	984					
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担割合等)	補助金 492, 062千円 補助率 1／2							

政策評価体系上の位置付、通し番号

II-5-1-(1)

事業評価シート

予算事業名	生活衛生営業指導費補助金		事業開始年度	昭和40年度			
担当部局・課室名 作成責任者	健康局生活衛生課（生活衛生課長 松岡 正樹）						
事業/制度の必要性	<p>○国民の生活に極めて深い関係のある生衛業については、経営基盤が弱い中小零細事業者が多く、景気の動向や消費者の嗜好の変化などの影響を受けやすく、経営の悪化により衛生水準が損なわれる事が懸念される。このため、生衛業の衛生水準の確保及び経営の安定化のための振興に係る施策が必要であるが、中小零細が多数ある生衛業者、あるいは財政基盤の弱い組合が自らだけでこれを行うことは困難であることから、生衛法第57条の3の規定に基づき都道府県知事が指定した都道府県指導センターが都道府県の補助を受け各都道府県内の営業者や組合に対し指導等実施しているところである。</p> <p>○また、生衛業は国民生活に極めて密接した営業であり、衛生水準を維持向上とともにその振興を図っていくことが国民全体の利便性に資するものであることから、国として都道府県が補助した額の1/2を補助しているものである。</p> <p>当該補助事業を廃止した場合には、都道府県の財政状況も厳しい状況であることから、都道府県指導センターが生衛法に基づく事業を実施することは困難となり、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益擁護を図ることができなくなる。</p>						
他省庁、自治体、民間等における類似事業							
他省庁、自治体、民間等との連携・役割分担	<p>生衛業については、総務省「平成18年事業所・企業統計」によると、事業所数は全産業(572万事業所)の21% (121万事業所)、従業者は全産業(5,418万人)の11.6%(628万人)と膨大な数であり、衛生規制の遵守について行政のみで対応するには限界があることから、自主的に、衛生措置の基準を遵守し、衛生施設の改善向上を図るため、業種ごとに組織された生活衛生同業組合や営業者に対する指導・相談業務を通じて、区域内の生衛業の経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図っている。</p>						
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績	
		相談指導件数	件数	47,076	46,208	—	
		研修会等の開催件数	件数	266	255	—	
		活性化促進事業の件数	件数	69	68	56	
	予算執行率		%	72.7	79.8	89.6	
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】 (達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】	
		振興計画の認定件数 (前年度以上/毎年度)	件数	518 【100%】	513 【99.0%】	517 【100.8%】	
		標準営業約款登録施設数 (前年度以上/毎年度)					
		・理容業	施設数	45,998 【98.4%】	45,633 【99.2%】	44,981 【98.6%】	
		・美容業	施設数	20,414 【97.0%】	20,323 【99.6%】	20,379 【100.3%】	
		・クリーニング業	施設数	3,503 【83.4%】	3,811 【108.8%】	3,711 【97.4%】	
		・めん類飲食店営業	施設数	288 【107.1%】	317 【110.1%】	304 【95.9%】	
		・一般飲食店営業	施設数	317 【111.6%】	353 【111.4%】	354 【100.3%】	
		日本政策金融公庫による生衛業への貸付 (前年度以上/毎年度)	件数	14,675 【91.6%】	14,558 【99.2%】	12,501 【85.9%】	
	事業/制度の自己評価 (アウトカム指標の分析、適宜アウトプット指標に記入)	<p>振興計画の認定件数についてはほぼ横ばいで推移していたが、平成20年度は原油価格高騰の影響等により中小零細事業者が厳しい経営環境に置かれ、5つの組合自体が解散したため、その分減少している。生衛業者においては当該計画に基づいた営業施設の改善等により経営の近代化及び合理化が図られていると考えられ、これまで一定の措置が図られていると評価できる。</p> <p>また、標準営業約款登録施設数については、理容業、美容業については微減の傾向にあるものの、これは昨今の消費者の嗜好の変化、原油価格高騰の影響等により、中小零細事業者が厳しい経営環境に置かれているため、本約款登録施設の廃業等が新規登録施設を上回っていることが原因と考えられる。一方、クリーニング業については、19年度の大転換から増加、めん類飲食店営業、一般飲食店営業については増加傾向が見られ、本約款に則した事業の取組が図られていると評価できる。</p>					
今後の方向性	見直しの方向性 (より効率的・効果的な事業とする観点から) (担当部局案)	<p>近年不用を生じていたことから、平成22年度予算においては、前年度より85,578千円を削減したところであり、平成23年度要求においても、引き続き効率化の観点から見直しを検討することとしている。</p> <p>一方、経済情勢が悪化し、生活衛生関係営業の経営が厳しい状況の中で、生衛業に対する支援を強化していくことが必要となっており、経済情勢を踏まえ、生衛業界のニーズに合った的確な対策を行っていくことが必要なことから、昨年「今後の生活衛生関係営業の振興に関する検討会」を立ち上げ、中間報告をいただき、その中で、当面取り組むべき事項として</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県センターにおける相談指導体制の強化 ○地域の実情を反映した事業の推進 ○消費者・利用者の苦情処理を円滑に行う体制の整備 ○地域社会への貢献に対する支援 等 <p>が盛り込まれたところである。</p> <p>一部については平成22年度予算に反映したところであるが、引き続き中間報告を踏まえて、都道府県のニーズにあった事業の見直しを検討することとしている。</p>					
	平成23年度予算の方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額		
	比較参考値 (諸外国での類似事業の例など)						
	特記事項 (事業/制度の沿革、これまでの予算の削減に向けた取組み、目標達成のための関連事業等)	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和32年度 生衛法の制定 (議員立法) ・昭和40年度 生活衛生営業指導費補助金の創設 ・昭和54年度 都道府県生活衛生営業指導センターを生衛法に規定 (議員立法) ・昭和55年度 法律補助 <p>(昨年の事業仕分けにおける指摘事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年不用が生じている事業については見直しを行うこと → (対応) 本事業についても、平成22年度予算において、前年度より85,578千円を削減 					

* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

(参考)経営指導員の主要経歴及び相談指導顧問の設置状況

平成21年4月1日現在

		経営指導員 人數	主要経歴					相談指導顧問の有無(平成20年度)			
			都道府県	日本公庫	民間金融機関	商工会議所	その他	税理士	中小企業診断士	弁護士	社会保険労務士
1	北海道	3	2	1				○	○		
2	青森県	3	2					○	○		
3	岩手県	2	1			1		○	○		
4	宮城県	3	3					○	○		
5	秋田県	3	3								
6	山形県	2	1			1					
7	福島県	3	2				1				
8	茨城県	3	2								1
9	栃木県	3	2	1							
10	群馬県	3	1	1			1				
11	埼玉県	3	2								1
12	千葉県	3	3								
13	東京都	4	3				1				
14	神奈川県	4	2	2							
15	新潟県	3	1			2					
16	富山県	3	3								
17	石川県	3	3								
18	福井県	3	3								
19	山梨県	2	2								
20	長野県	3	2	1							
21	岐阜県	3	3								
22	静岡県	3	2	1							
23	愛知県	3	1	2							
24	三重県	3	2	1							
25	滋賀県	3	1			1					1
26	京都府	3	1								2
27	大阪府	3	2	1							
28	兵庫県	3	2	1							
29	奈良県	3	3								
30	和歌山県	3	2			1					
31	鳥取県	3	2			1					
32	島根県	3	2	1							
33	岡山県	3	3								
34	広島県	3	3								
35	山口県	2	2								
36	徳島県	3	1	1	1						
37	香川県	2	2								
38	愛媛県	2	1	1							
39	高知県	3	2	1							
40	福岡県	4	3	1							
41	佐賀県	2	1	1							
42	長崎県	2	2								
43	熊本県	3	2			1					
44	大分県	2	1	1							
45	宮崎県	4	3	1							
46	鹿児島県	3	2	1							
47	沖縄県	3									3
合計		136	94	21	8	4	9	21	17	12	1

○ 経営指導員のうち都道府県庁出身者については通例として衛生関係の経験を有しており、これに金融機関出身者の経営指導員、又は税理士、中小企業診断士等の相談顧問を組み合わせて経営指導に対応している。

○ 経営指導員が県庁出身者のみであり、税理士、中小企業診断士等の顧問もいないところは5県のみである。

○ 全国生活衛生営業指導センターで、経営指導員への融資関係、衛生関係等の研修を行い、資質の向上を図っている。

(参考)

生衛業については、事業所数は全産業(572万事業所)の21%(121万事業所)、従業者数は全産業(5,418万人)の11.6%(628万人)で相当の規模となっている。

単位:万施設

事業所数	単位	平成13年	平成16年	平成18年
生活衛生関係営業	施設数	130.5	122.7	121.0
(うち主な業種) 飲食店営業	施設数	70.6	65.4	64.3
喫茶店営業	施設数	8.9	8.4	8.1
旅館業	施設数	7.3	6.5	6.2
理容業	施設数	12.3	12.0	11.8
美容業	施設数	17.4	17.3	17.6
クリーニング業	施設数	9.1	8.2	7.8

単位:万人

従業者数	単位	平成13年	平成16年	平成18年
生活衛生関係営業	従業者	653.1	621.8	628.4
(うち主な業種) 飲食店営業	従業者	396.3	373.3	379.8
喫茶店営業	従業者	32.9	31.5	32.2
旅館業	従業者	81.6	76.8	74.8
理容業	従業者	26.2	25.2	24.3
美容業	従業者	44.8	45.3	45.6
クリーニング業	従業者	39.9	38.0	36.8

全国生活衛生営業指導センターと都道府県生活衛生営業指導センターの比較

全国生活衛生営業指導センター

【目的】

都道府県生活衛生営業指導センター及び生活衛生同業組合連合会の健全な発達を図るとともに、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護の見地から、生活衛生関係営業の健全な発達を図る。

【事業概要】

- 生活衛生関係営業全般の衛生水準の維持向上及び振興に関する調査・研究
- 都道府県生活衛生営業指導センターに対する国の生活衛生関係営業施策の情報提供や指導員の研修等の人材育成
- 生活衛生同業組合連合会に対する国の方策の情報提供・指導・要望の汲み上げを行うとともに、各組合の経営特別相談員等の養成
- 標準営業約款の作成
- 後継者育成支援事業等、全国的に取り組むべき事業の実施

など

都道府県生活衛生営業指導センター

【目的】

生活衛生関係営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化及び営業者の組織の自主的活動を通じて衛生水準の確保を図るなどするため、都道府県区域内において生活衛生関係営業者への指導等を行い、振興を図る。

【事業概要】

- 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化について、営業者及び生活衛生同業組合に対する相談又は指導の実施
- 生活衛生関係営業に関する利用者若しくは消費者の苦情の処理又は当該苦情に関し営業者及び組合の指導
- 生活衛生関係営業に関する講習会、講演会若しくは展示会の開催、又はこれらの開催の斡旋
- 全国生活衛生営業指導センターから提供のあった国の方策の情報提供や営業者からの要望の汲み上げ
- 標準営業約款の普及と営業者の登録

など

(参考)生活衛生関係の衛生水準について

1 食中毒に関すること

平成20年 厚労省「食中毒統計」より

- 飲食店(旅館、仕出し屋を含む)において、
- 食中毒事件数 774件(前年 754件)
 - 食中毒患者数 19,493件(前年 25,275件)
 - 食中毒死亡数 なし(なし)

食中毒事件率(事件数／施設数) 0.05%

※施設数は 厚労省「衛生行政報告例」より、
(平成20年度 1,457,371施設)

<平均食中毒事件数>	<平均食中毒死亡数>	<食中毒事件率>
1960年代…366.3件	1960年代…8.5人	1960年代…0.06%
1970年代…499.7件	1970年代…4.3人	1970年代…0.05%
1980年代…511.2件	1980年代…1.2人	1980年代…0.04%
1990年代…495.9件	1990年代…0.9人	1990年代…0.03%
2000年代…687.0件	2000年代…0.6人	2000年代…0.05%

昔に比べ衛生状態が良くなつたにもかかわらず食中毒事件が増加しているのは、食中毒の届出に対する体制の整備(事故への対応の強化)なども一因。ただ、食中毒による死者数は減少し、事件率においても近年で見れば0.05%となっており、全国指導センター及び都道府県指導センターの振興助成や指導相談等が一助にもなっていると考える。

2 保健所による監視指導など

平成20年度 厚労省「衛生行政報告例」より

飲食店営業における処分件数(営業許可取消や営業禁止など)は、3,052件

<平均処分件数>

1960年代…7.0千件 1970年代…13.0千件
1980年代…6.6千件 1990年代…3.2千件
2000年代…2.4千件

平成20年度 厚労省「地域保健健康増進報告」より

生衛施設(旅館、理容、美容、クリーニングなど)における調査・監視指導件数は、183,060件

<平均調査・監視指導件数>

1960年代…60.2万件 1970年代…51.4万件
1980年代…42.8万件 1990年代…32.6万件
2000年代…21.5万件

1960年代に比べ、近年においては調査・監視指導が落ち着いた数値となっている。店舗(営業者)自身の努力や組合等の指導、振興及び育成事業などによる衛生水準の向上とともに減少している。